

平成31年2月定例農業委員会議事録

開会 2月25日(月)午前9時

(欠席委員)伊藤委員

(事務局出席者)原田事務局長、深津事務局次長、富田主幹、鈴木副主幹、
山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから2月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、1名欠席の通知を受けておりますので、農業委員は11名、
農地利用最適化推進委員は8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

10番、萩野委員、12番、岡本委員、よろしくお願いします。

議長：それでは、議事に入ります。

議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局
から説明を求めます。

【議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま事務局から説明がありました番号1、福田の件につ
きまして、地元の酒井委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：先日、受け人にお話を伺ってききましたが、相続前にこの土地は贈与で
名義変更するという話がついており、現在もこの土地は受け人が耕作
をしているということです。今回、4人が相続していきまして、その方
との話し合いもスムーズにいき、贈与で滞りなく収まったというこ
とです。何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙
手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：直接的ではないですが、遺贈と相続の関係でお聞きします。遺贈と
いうのは相続権がなくても、被相続人が継承者を指定するということ
だと思いますが、相続の場合は要件等がなく、そのまま登記がついて
しまいます。しかし、遺贈の場合は、3条の申請が出ているので、権
利を取得する際には、3条許可要件が必要であり、農家の権利がない
方が遺贈をされても、自分の所有権にはならないということですか。

事務局：今、御質問いただいたことにつきましては、法定相続人の場合ですと、

名義をかえていただいた後に農地法第3条の届出をしていただくことになっていますが、今回のように法定相続人ではない方が土地を譲り受けたいということだと、3条の許可を要するということとなります。

経営面積につきましては、許可を得る場合につきましては基本的には最低下限面積というものがありますので、みよし市の場合でしたら合わせて3,000平米というのを基準として持っています。

ただ、例外的に認めるか、認めないかということは、隣接農地を取得しなければならないやむを得ない理由があるなど、営農の継続性も考えて、議論の余地があるかと思えます。

議長：それでは、他に意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については許可することとします。

《採決結果：議案第41号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第42号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

事務局から説明がありました番号1、明知下の件につきまして、地元の深谷委員から御意見をお願いします。

深谷(良)委員：この土地は、今御説明があったとおり、太陽光発電をやっている土地でございます。ただ、農地として利用をしていないということではなく、サカキやミョウガ等の作付けをして耕作をしているということですので、特別問題はないかと思っております。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：作物を作っている確認があるということですが、実際に市へ出していることなどは伝票等で確認はしたのですか。

事務局：こういった営農型の発電施設につきましては、毎年作付け状況等を報告していただくことが条件的についております。出荷をされていることや、そこからどれだけ収穫が得られるかということでは、基準的にはこの地域の一般的な収穫量のおよそ8割以上を確保するというのが一つの目標であります。そういったことを加味いたしまして、毎年報告に基づいて確認作業をし、併せて県に報告させていただくような形をとらせていただいています。

なお、この申請者につきましては、ミョウガに関しては収穫を報告いただいているのですが、他の作物につきましてはまだ成木等になっていない状況ですので、生育状況を報告していただいているという状況でございます。以上です。

議長：それでは、他に意見がないようでありますので、番号1について採決をとります。

番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第42号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました番号1、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見ををお願いします。

深谷(明)委員：ここは受け人の住宅を建て替えるという計画がありまして、その際に住宅敷地に農地が少し入っているということが発覚しました。今まで処理ができてなかったということで、今回、申請になりました。今までやってなかったということは、問題だと思いますが、申請内容に対してはいいかと思えます。

議 長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号1について採決をとります。
番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号1については適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、同じく明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見をお願いします。

深谷(明)委員：ここは随分昔から資材置き場になっていて、農地であったという認識はなかったです。申請せずにやったというのは非常に問題だと思えますが、原状復旧できるような状態ではないので、認めざるを得ないというような話だと思います。

議 長：はい、ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号2について採決をとります。
番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：はい、賛成多数により、番号2について、適当であると意見を付し、

県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：北側は道路を挟んで田になっていまして、南は住宅に囲まれています。分家住宅を建てられるということで問題ないと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：確認ですが、この渡し人と受け人は、どういった関係でしょうか。

事務局：失礼します。関係につきましては、親族関係ということは確認できておりません。他人だということで聞いております。

林委員：都市計画法上の要件は。

事務局：都市計画法上の分家の要件につきましては、受け人は、昭和45年以前から本家が継続してこの集落の中で形成されてきたということをもとに、こちらの農地も大規模既存集落内にありますということ、今回、都市計画法の許可基準で確認させていただいた内容でございます。

議長：それでは、他に意見がないようでありますので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：はい、賛成多数により、番号3について適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

議長：続きまして、番号4、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見ををお願いします。

林委員：一時転用の案件ですが、受け人が今、市議会議員をやってみえまして、次期の市議会議員に立候補するということです。図面の申請地を見ていただきますと、申請地のすぐ上に店舗があり、店舗の一番南側に倉庫があります。そこを選挙事務所として活用し、それに伴う駐車場が必要だということで、今回、一時転用の申請が上がっております。なお、この店舗の駐車場が北側にあるわけですが、平日の昼間は満車状態でありますので、一時転用として5台分の駐車場を確保するので、

やむを得ない案件かと思っております。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号4について採決をとります。

番号4について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号4について適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号5、同じく福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見をお願いします。

林委員：地区としては高嶺ということでございますが、委員不在中につきましては、福谷ということでございます。ここの現場を見てまいりましたが、もともと渡し人の本宅があったところが分譲をされるということになりました。しかし、その手前の進入路部分が農地だったということです。今回、その進入路の部分を転用するということですので、問題ないかと思えます。地元の行政区の区長同意もあるということを事務局に確認しておりますので、この案件もやむを得ないと思えます。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、番号5について採決をとります。

番号5について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号5については適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

《採決結果：議案第43号 賛成5件》

議 長：続きまして、議案第44号につきましては、近藤委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、議案第44号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第44号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員：受け人の備考欄で、以前、利用権の設定がしてあったものの、期間が満了してしまい、再度権利設定を行うものがありますが、この平成30年12月31日よりも以前に事務局から利用権の終期についての案内はありますか。

事務局：利用権の設定された農地につきましては、現在、事務局でその期間が満了する前に、それぞれ所有者と耕作者に向けて、期間が終わりますので、このままでは契約が自動的に終わってしまいますという通知をさせていただいております。今回はこの更新手続の期間が遅れたという案件でございますので、その旨、説明させていただきたいと思い、備考欄に掲載させていただきました。

議 長：それでは、ほかに御意見がないようでありますので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第44号 全員賛成1件》

議長：それでは、続きまして、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 事業計画変更承認願について

イ 平成31年1月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいですか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：はい、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きですね、2月農地利用最適化推進会議を開催させていただきます。

お手元に別で資料が用意させていただいているかと思えます。よろしくをお願いします。

- 1 所有者不明農地の活用について
- 2 農業用ハウスの取り扱いについて
- 3 みよし市農業施策に関する意見書(案)について
- 4 農地利用最適化推進委員について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：ありがとうございました。

それでは、2月定例農業委員会会議を終了させていただきます。

一同、御起立をお願いします。

一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前10時00分)